

西成区地域福祉推進会議からの意見について（案）

西成区地域ケア推進会議 令和6年度の活動から 西成区から局への意見

1 【継続】【ひとり暮らし高齢者の支援】金銭管理と権利擁護の支援

認知症高齢者や単身世帯高齢者が増加する中、金銭管理と権利擁護支援が必要な人が増加しており、西成区は今以上の支援体制の充実が必要である。単身世帯の多い西成区の成年後見の申立てにおいては、虐待事案ではない市長申立て件数も増えており、申立てにおける戸籍調査・親族関係図作成等には時間を要し24区同一の業務であることから、現在大阪市として進めている区役所業務の集約化対象として全市的に効率化を図るよう要望する。

2 【継続】【認知症高齢者の支援】認知症高齢者の対応にかかるガイドラインの作成及び身元不明認知症高齢者の一時保護事業等の拡充

認知症高齢者の対応において、保護先が他市町村に及ぶ事案があり、身元が判明した場合の引渡しにおいて、家族等による引受けができない場合、関係機関の連携や費用負担等の点で困難となるケースがあり自治体間での課題となっている。また、本市で行っている一時保護事業の施設への移送の受入可能時間帯について、9:00～17:00に限定されており、時間外の場合は高齢者が警察署で待機する形となり高齢者の身体的負担となる。高齢者虐待の一時保護事業では時間の限定がないことから、人権的視点からも身元不明認知症高齢者の一時保護についても受入時間の拡充を引き続き早急に検討していただきたい。

3 【継続】【複合する課題を抱えた世帯への支援】地域包括支援センターの職員配置について

複合する課題を抱えている世帯や支援困難ケースは、支援につながるまでに多くの時間と労力を要し、地域包括支援センター職員への負担が大きい。医療や介護サービスにつながるまで、身寄りがいないため、行政手続き、転居支援、受診同行等を地域包括支援センター職員が担うことになり、一つ一つの支援に多くの時間を要している。現在、高齢者人口による人員配置とは別に、総合相談や高齢者虐待対応件数などの指標を用いて、業務量が多くなっている地域包括支援センターに人員の増配置を行っていることであるが、現状は十分であるといえないため、地域包括支援センターの職員の加配を要望する。

4 【新規】【複合する課題を抱えた世帯への支援】トコジラミの駆除について

高齢者の居室内にトコジラミが発生するケースが増加しており、ケアマネジャー等の支援者も対応に苦慮しており、介護サービスの利用が停止し高齢者の生活に支障が出たり、トコジラミの吸血により死亡した事例もあった。駆除業者が登録されている一般社団法人大阪府ペストコントロール協会に相談するも、駆除費用は高額であり、経済的に困窮している高齢者では支払いできないため、トコジラミの駆除費用の助成を要望する。

**西成区障がい者自立生活支援調整協議会
令和6年度の活動から 西成区から局への意見****5 【新規】個別避難計画について**

個別避難計画については、各区役所がそれぞれの地域の実情に応じて要援護者から作成に取り組んでいる。しかし、要援護者登録の対象となっていない障がい者や障がいのある子どもなども対象にしていく必要があると考える。また、個別避難計画の作成を進めていくためには日頃から関わりのある相談員や福祉事業者の協力が必要不可欠だと考える。実効性のある個別避難計画を推進していくためにも個別避難計画作成において大阪市の報酬を設けるなど普及促進できる仕組みをつくって頂きたい。

6 【新規】公共交通機関の不足による医療・公共サービスへのつながりにくさ、利用の難しさの解消について

西成区は、南北は大阪メトロ、大阪シティバス、南海電車、阪堺電車で移動が可能であるが、東西への移動手段については、大阪シティバスの48号系統及び52号系統しかなく、どちらも大阪メトロ花園町駅、動物園前駅にしか接続していないため、区役所がある岸里駅へ来るには乗り換えをしなければならない。また、最も西側を走る29号系統も北加賀屋駅にしか接続していないため、同様に乗り換えが必要である。

大阪市その他区では、オンデマンドバスを導入しているが、西成区にはまだ導入されていない。導入されたとしても、西成区民の中には携帯電話やスマートフォンを持っていない方も多く、電話等で予約を取ることも難しい状況もある。また、

オンデマンドバスの料金については、身体障がい者手帳・療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」の記載(第1種または第2種)により、運賃の割引があるが、精神障がい者保健福祉手帳は割引の対象にならず、「敬老優待乗車証」など大阪市発行の割引証も適用されない。障害者差別解消法における差別的取り扱いをすることを禁止するという法的義務の観点からも精神障がい者への割引等の配慮を検討すべきである。

交通の便という観点からは、区の西側は医療機関が少なく多くの当事者は区の東側への通院を余儀なくされており、不便であるとともに、区役所への交通機関が整備されていないため、公共サービスへのアクセスが困難である。

そのため、オンデマンドバスエリアの拡大だけではなく、区民が利用しやすい形の定期的に区内を巡回しているコミュニティバスを整備し、区民が公共サービス等へアクセスしやすい環境の整備を求める。

7 【新規】就労継続支援B型事業所の増加について

2013年の障害者総合支援法の改正により、就労継続支援B型事業所の対象が拡大され、より多くの障がい者が利用できるようになった。大阪市内でも就労継続支援B型事業所が増加しており特に西成区においては100箇所を超える事業所が集中し、利用者を奪い合う状況になっている。2021年3月に大阪市通知では本人の希望によりどのB型事業所であっても在宅利用が可能となっている。現在の在宅利用の仕組みではB型ガイドラインに定められているような支援は到底実現できておらず植物の水やりなどごく簡単な作業を行わせ工賃として1.5万円を支払う仕組みとなっている。

また、ここ数年の傾向として高年齢層の新規申請が増えている。障がい者手帳の所持はないが1度の診察で容易に申請ができる状況となっており、このようなケースが急増し、営利目的とした新たな貧困ビジネス化となっている。本来の就労支援としてのサービス内容や自立に向けた適切なサービスが行われているか当事者がやりがいを持って自己実現をしていく場となっているかなどアセスメントを実施しサービスの質を問える仕組みやチェック機能を整えて頂きたい。

西成区児童虐待防止・子育て支援連絡会議 令和6年度の活動から 西成区から局への意見

8 【継続】スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置の増について

核家族化の進展に伴い、要保護児童や要支援家庭が増加傾向にある中、学校運営にあたり、学校教員への負担を強いることとなるような人員配置を求める。

また、昨今注目されているヤングケアラーの課題解決のためには、社会資源の利用が必要不可欠であり、スクールカウンセラー（SC）が全小中学校に配置されたことで相談を聴く体制はできたが、課題がある児童の掘り起こしが進むことに伴い、次は、課題解決に向けて取り組んでいくための体制づくりが重要になってくる。スクールソーシャルワーカー（SSW）は、「子どもの貧困対策関連事業」の子どもサポートネットの実施に伴い、各区1～2名が配置され、また令和5年度より、ヤングケアラーを早期に発見し、支援が必要な児童や世帯を見逃さない仕組みを構築するため、各区に1～2名増員されている。今後さらに増えしていくと思われる不登校やヤングケアラー等の課題がある児童に確実に対応していくため、スクールソーシャルワーカーのさらなる増員、及び、学校の実情に応じた専属配置を求める。

9 【新規】ヤングケアラー相談窓口、啓発、居場所の拡充について

ヤングケアラーの当事者は、自分たちの家庭と他の家庭が比較できないため、自身の置かれている状況（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていること）が当たり前のものだと受け止ってしまい、自分がヤングケアラーであることに気づいていないことが多い。

また、ヤングケアラー自身が困っている場合でも、その保護者や家族は困っておらず、福祉サービスの導入ができない状況にある。こども達の身近で接する大人、保育所や学校関係者等に対してヤングケアラーに関する啓発を行い、家事や家族の世話が単なるお手伝いではなく、ヤングケアラーかもしれないという視点を持つ必要がある。

ヤングケアラーの早期発見、早期支援、必要な制度へつなげるため、ヤングケアラー相談窓口（身近な地域の相談窓口の設置、匿名での相談が可能なSNSやLINEの活用等）、関係機関や地域住民への啓発活動、ヤングケアラー当事者の居場所の拡充を求める。

10 【新規】 子どもの保育所送迎、学校の登校支援の拡充について

障がい福祉サービスの育児支援では、未就学児の保育所等への送迎が認められているが、小学校以上の登校にかかる送迎は認められていない。西成区では、家庭生活面などで課題を抱える子どもを対象に、小中学校に配置された支援員が電話や家庭訪問により子どもの登校を促す登校支援の事業を行っているが、支援員は各小中学校に1名と少なく、また、保育所等への送迎は実施していない。

要保護、要支援家庭には、病気や障がいにより子どもを保育所や学校へ送り出すことが困難な保護者が多い。また、保護者自身が幼少期にネグレクトの家庭環境で育ち、登園、登校する習慣なく大人になっている家庭もある。

子どもにとって、登園、登校の保障、小学校低学年までに生活リズムを獲得すること、また、家庭以外の大人や子どもとの接点を持つ機会を増やすことが重要である。

子どもの年齢や保護者の病気や障がいの有無を問わず、乳幼児期から小学校低学年まではもちろんのこと、中学生まで必要な子どもに切れ目のない保育所送迎支援、学校の登校支援の拡充を求める。